

グローバルローミングサービス利用規約

第 1 章

総則 第 1 条（適用）

この規約は、JENS ダイアルアップ IP サービス契約約款、（以下「約款等」といいます。）に付帯して適用されるものとします。

第 2 条（規約の変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなくこの規約を変更することがあります。この場合には、グローバルローミングサービスの提供条件は変更後の「グローバル ローミングサービス利用規約」によります。

2. 日本語版の「グローバル ローミングサービス利用規約」と英語版の「グローバル ローミングサービス利用規約」に相違がある場合は日本語版の方を適用と致します。

第 3 条（用語の定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
グローバルローミング サービス	提供区域において、JENS ダイアルアップ IP サービスのお客様が利用可能なダイアルアップによる IP 接続サービス
IPassConnect_Business ダイアラー	グローバルローミングサービスを利用するため、ダウンロードする必要のあるソフトウェア
利用者	出張、旅行等で提供区域に一時的に滞在する予定がある JENS ダイアルアップ IP サービスのお客様で、かつ、提供区域において一時的にグローバルローミングサービスを利用するもの
アクセスポイント	グローバルローミングサービスの利用に供するための電気通信設備を収容した事業所
利用者端末	グローバルローミングサービスを利用するため、利用者が設置するパソコンおよびモデム等の機器
プライバシーポリシー	総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号。以下同じとする。）」第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表する

第2章 サービスの内容等

第4条（提供区域）

グローバルローミングサービスの提供区域は、iPassConnect_Business ダイアラーをダウンロードした際に含まれている国及び対地とします。

2. iPassConnect_Business ダイアラーをダウンロードした際に含まれている国及び対地については変更される可能性があります。この場合にはグローバルローミングサービスの提供区域は変更後の iPassConnect_Business ダイアラーによります。

第5条（アクセスポイントへの接続）

利用者は、自己の費用と責任で利用者端末を、提供区域の電気通信事業者の電気通信サービス等を利用してアクセスポイントに接続するものとします。

第6条（利用方法と承諾）

グローバルローミングサービスの利用は、JENS ダイアルアップ IP サービスの ID およびパスワードを使用して行うものとし、特段の申込等は必要ありません。

2. 当社は、利用者がグローバルローミングサービスの利用を行った場合、当該利用者によりこの規約の承諾があったものとみなします。

第7条（サービス内容の制限）

提供区域によりグローバルローミングサービスお客様専用ホームページサービス等の利用が出来ない場合があります。

第3章 料金等

第8条（グローバルローミング接続料金）

グローバルローミングサービスの料金には、グローバルローミング接続料金があります。

2. 当社は、提供区域に係らず、グローバルローミングサービス（ダイヤルアップ）の利用1分あたり20円のグローバルローミング接続料金を暦月毎に1ヶ月分を合計し利用者に請求します。

3. 当社は、提供区域に係らず、グローバルローミングサービス（ブロードバンド）の利用1分あたり40円のグローバルローミング接続料金を暦月毎に1ヶ月分を合計し利用者に請求します。

4. 当社は、前2項の定めにより国内アクセスポイントを利用した利用者には前2項のグローバルローミング接続料金に別途消費税を加算した額を請求します。

第9条(料金等の支払い)

お客様は、グローバルローミングサービスの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

第4章 利用中止等

第10条(利用の制限)

グローバルローミングサービスの取り扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者またはインターネットサービスプロバイダ等が定める契約約款等により制限されることがあります。

2. 利用者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、利用者は、経由するすべての国の法令等、通信業者の約款等およびすべてのネットワークの規則に従うものとします。

第11条(提供の停止)

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、グローバルローミングサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第10条(利用の制限)に違反した場合。
- (2) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為または公序良俗に反する行為に該当すると当社が判断したとき。
- (3) 前項の掲げる事項のほか、グローバルローミングサービス利用規約の規定に違反する行為で、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき

第12条(提供の中止)

当社は次の各号の場合には、利用者の承諾を得ることなく、グローバルローミングサービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

- (1) 提携プロバイダーの電気通信設備の保守または工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社、または提携プロバイダーが属する電気通信事業者が電気通信事業サービスを中止すること等により、グローバルローミングサービスの提供が不可能又は困難になったとき。
- (3) 当社と提携プロバイダーとの間で通信に支障が発生したとき。

第 13 条（廃止）

当社は、事情により、利用者の承諾を得ることなく、グローバルローミングサービスの全部または一部を廃止することがあります。

第 5 章 雑則

第 14 条（当社の責任）

当社は、グローバルローミングサービスの提供につき利用者に対して何らの保証責任も負わないものとします。また、グローバルローミングサービスに起因して生じた損害等に対しても、一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（個人情報の利用）

当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、利用者に係る情報（申込時またはサービス提供中に、当社が利用者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

- (1) 利用者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等の利用者に対する取扱い業務
- (2) 課金計算に係る業務
- (3) 料金請求に係る業務
- (4) 市場調査及びその分析
- (5) 当社または他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- (6) 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、または同業務の遂行のため、当該協定事業者に対し利用者に係る個人情報を提供すること
- (7) 情報通信業界の発展及び利用者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
- (8) 当社の電気通信サービスについての工事、保守または障害対応等の取扱い業務
- (9) その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務

2. 前項に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。

以下同じとします。)第23条第4項に定めるものをいいます。)を行う場合においては、利用者に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

(1) 前項の第1号から第5号及び第7号(第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。)に規定する業務等

(2) 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供

3. 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該利用者に係る情報について責任を有するものとします。

4. 利用者は、前3項に定めるところにより当社が利用者に係る情報を利用することに同意していただきます。

5. 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

第16条(準拠法)

この規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

附 則

この規約は、平成9年9月29日から実施します。

この規約は、平成13年1月30日に改定しました。

この規約は、平成13年10月1日に改定しました。

この規約は、平成14年12月2日に改定しました。

この規約は、平成15年4月1日に改定しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年5月31日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。